

海峡兩岸投資保障と促進協議

監訳：楊 合義

平成国際大学名誉教授

海峡兩岸（台湾と大陸）投資者の權益保障、相互投資の促進、公平な投資環境の創造、兩岸經濟繁榮の増進をはかるため、財団法人海峡交流基金会と海峡兩岸關係協會は「海峡兩岸經濟協力枠組み協議（ECFA）」第五条の規定に基づき、対等な協議を経て、以下の協議を達成した。

第一条 定義

本協議内

- 一、「投資」とは、一方の投資者が相手方の規定に基づき、相手方に投入した投資特性を具備する各種資産を指す。以下の事項を含むが、但し、この限りでない。
- （一）動産、不動産及びその他の財産権利。
 - （二）企業の株式或は出資額及びその他の方式の株式参加。
 - （三）金銭請求権或いはその他經濟価値を有する請求権の履行。
 - （四）知的財産権、企業名称及び商号、商業名譽。
 - （五）一括請負、工事の建造、管理、生産、収益分配及びその他類似契約の権利。
 - （六）特許権の經營は、栽培、耕作の特許権及び自然資源の探査、採掘、精煉或は開発の特許権を含む。
 - （七）各種の担保債券、信用債券、貸付金及びその他の方式の債務。

投資特性とは、資本或いはその他の資源の投入、収益或は利潤に対する期待及びリスクに対する負担を指す。投資としての資産は投資所在地の關係規定に合致したいかなる形式的な変化が発生しても、その投資としての特性に影響を与えない。

- 二、「投資者」とは、相手方において投資に従事する一方の自然人或いは一方の企業を指す。
- （一）一方の自然人とは、一方の身分証明書を所持する自然人を指す。
 - （二）一方の企業とは、一方の規定に基づき、同地区に設立した企業実体

を指す。会社、信託、商号或いはその他の組織を含む。

(三) 第三国・地区の規定に基づき設立し、本款第一項目或いは第二項目の投資者が所有或いは支配するいかなる実体も一方の企業に属する。

三、「収益」とは、投資により生じた収入を指す。利潤、配当金、利息、資本利益、権利金及びその他の合法的収入を含む。

四、「措置」とは、投資者に対するいかなる影響或は投資の規定、政策或いはその他行政行為を含むことである。

五、「兩岸投資争議解決機構」とは、本協議の効力が発生した後、双方の確認を経、並びに書面で通知する仲裁機構、調停中心及びその他調停機構を指す。

第二条 適用範囲及び例外

一、本協議は、一方が相手方の投資者及びその投資に対して講じる或は維持する措置に適用すべきである。

二、本協議は、一方の投資者が相手方において本協議発効前或いは発効後の投資に適用するが、但し、本協議発効する前にすでに解決した本協議第十三条第一款に定められている「投資争議」には適用しない。

三、本協議は、双方の各級主管部門及び同類部門が行政職権の行使を付与した機構が講じる或いは維持する措置に適用する。

四、一方は重大の安全利益を確保するため、必要と認めるいかなる措置を講じ、維持或いは行使することができる。

五、一方は、非任意又は非不合理差別の原則に基づき、且つ貿易或いは投資に対して不明な制限を構成しない限り、以下の事情において、投資に対する制限措置を講じ或いは維持することができる。

(一) 本協議に抵触しない規定を遵守するために講じる必要措置。

(二) 人類、動物或いは植物の生命、又は健康を保護するために講じる必要措置。

(三) 使い果たす可能な自然資源を保護するために講じる必要措置。

六、 一方が慎重な理由に基づき、金融サービスに関する措置を講じ或いは維持することができる。それらの措置は以下の事項を含むが、これに限らない。

(一) 投資者、預金者、保険書所持者或は金融サービス提供者がその忠実な義務を負う人に対して保護するために講じる措置。

(二) 金融体系の運行及び安定を保障するために講じる措置。

七、 本協議は以下の事項に適用しない。

(一) 公共買い付け。

(二) 一方により提供した手当て或は補助。

八、 下記の事情を除き、本協議はいかなる一方の租税措置に適用しない。

(一) 一方の投資者が書面方式で、相手方の租税主管機関に相手方の租税措置が本協議第七条規定にかかわることを主張した場合、双方の租税主管機関は当該措置が徴収を構成するかどうかを、六ヶ月以内に共同で決定する、もし当該措置が徴収を構成することになれば、本協議は当該措置に適用すべきである。

(二) もし双方の租税主管機関が六ヶ月以内に一致して当該租税措置が徴収を構成しないと認定できなければ、当該一方の投資者は本協議第十三条及び付属文書の規定に基づき解決方法を求める。

第三条 投資待遇

一、 一方は、相手方投資人及びその投資に公正公平待遇を与えることを保障し、並びに十分な保障と安全を提供すべきである。

(一) 「公正公平待遇」とは、一方の措置が正当手続原則に符合し、且つ、相手方投資者に公正公平の審理を拒絶し、或は著しい差別的或いは独断的な措置を行使してはならないことである。

(二) 「十分な保障及び安全」とは、一方が合理的且つ必要な措置を採り、相手方投資者及びその投資の安全を保障することである。

一方が本協議のその他の条款に違反した場合、本条項に対する違反にならない。

- 二、 双方は、投資者及び関係人員が投資期間中においての人身自由及び安全保障を強化し、各自規定した期限に基づき人身自由に関する通知義務を履行し、既に存在する通報機構を完備しなければならない。
- 三、 一方が相手方投資者の投資の運営、管理、維持、享有、使用、売却或はその他の措置に対して与えた待遇は、類似状況において当該一方投資者及びその投資に対する待遇を下回ってはならない。
- 四、 一方が相手方投資者の投資の設立、拡大、運営、管理、維持、享有、使用、売却或はその他の措置に対して与えた待遇は、類似状況においていかなる第三の投資者及びその投資に対する待遇を下回ってはならない。
- 五、 本条款第三款及び第四款は一方現有の符合しない措置及びその修正に適用しない。但し、一方は逐次に当該符合しない措置を減少し或いは除去しなければならない。且つ、当該符合しない措置に対するいかなる修正或いは変更は、相手方投資者及びその投資に対して制限を追加してはならない。
- 六、 相手方投資者は、本条第四款の規定を援用して、本協議外の争議解決手続きを要求してはならない。

第四条 透明度

- 一、 一方はその規定を適時に公布し、或いはその他の方式を用いて、大衆に普遍的適用のものか、或いは相手方及びその投資に関係ある規定、措置、手続き等に対するものかを知らせなければならない。
- 二、 相手方の要請に応じて、一方はその規定に基づき、既に公布し、並びに相手方に影響を与える規定、措置、手続きの変化について情報を提供する。

第五条 逐次に投資制限の減少

- 一、 双方は、相互利益と互惠の原則に基づき相互投資を受入れ、並びに保障することに同意する。
- 二、 双方は、相互投資の制限を逐次に減少或いは除去をし、公平な投資環境

の創造、相互投資の促進に努力する。

第六条 投資の便利化

- 一、 双方は、投資申請書類及び審査手続きを逐次に簡素化することに同意する。
- 二、 双方は、互いに投資の便利を提供することに同意する。内容は以下の事項を含む。
 - (一) 一方は、相手方投資者の投資情報、運営関係証明書の取得、及び人員出入りと経営管理などに対して便利を提供する。
 - (二) 一方は相手方及びその投資者が説明会、研究会の開催及びその他投資に有利な活動に対して便利を提供する。

第七条 徴収

- 一、 下記のあらゆる条件に符合するものを除き、一方は相手方投資者の投資或は収益に対して徴収してはならない(直接及び間接徴収を含む)。
 - (一) 公共目的に基づくもの
 - (二) 一方の規定及び正当手続きに基づくもの
 - (三) 非差別的且つ非任意的なもの
 - (四) 本条第四款によって補償を与えるもの
- 二、 間接徴収とは、直接徴収と同等の効果を持つ措置を指す。一項目或いは一連の措置が間接徴収を構成するか否かを確認するとき、事実に基づき逐一の案件を評価し、並びに下記の要素を考慮しなければならない。
 - (一) 当該措置の投資に対する経済的影響、但し、投資に対する経済価値にマイナス影響だけがあっても間接徴収を構成することにはならない。
 - (二) 当該措置における範囲或いは適用上、相手方投資者及びその投資に対する差別程度。
 - (三) 当該措置が相手方投資者に対する明確且つ合理的な期待の干渉程度。
 - (四) 当該措置の採用は善意により並びに公共利益を目的とするものであるか否か、また、措置と目的の間は比例原則に符合しているか否か。
- 三、 双方が公衆の健康、安全及び環境等の正当な公共福祉を保護するために講じた非差別的な管理措置は、間接徴収にはならない。

四、 本条第一款がいうところの補償は、徴収時或は徴収が大衆に知られたとき（より早いものを基準とする）の被徴収投資或いは収益の公平の市場価格を基準とするべきであり、且つ、徴収日から補償支払日まで、合理的な商業利率で計算した利息を加算しなければならない。補償の支払は遅延してはならず、且つ有効的な実現、兌換及び自由移転ができるべきである。

第八条 損失補償

一方投資者が相手方での投資或は収益が同相手方にて発生した武装衝突、緊急状態或はその他類似事件によって損害を受けた場合、相手方はその原状回復、補償或はその他解決方法への待遇は、類似条件において同相手方投資者或いはいかなる第三の投資者への最も有利な待遇を下回ってはならない。

第九条 代位

一、 一方が指定した機構は、その投資と関係ある外貨為替、徴収等非商業リスクの担保、保証或いは保険契約に基づき一方の投資者に給付した後、投資者と同等の範囲内に、当該投資者の権利及び請求権を代位行使することができ、且つ、当該投資者及び投資相応の義務を負う。

二、 一方は、本条第一款によって指定した機構及びその変更を相手方に通知しなければならない。

第十条 移転

一、 一方は規定によって相手方投資者がその投資及び収益を移転することを許可しなければならない。内容は以下の項目を含むが、これに限らない。

- (一) 設立、維持及び投資の資本拡大。
- (二) 利潤、株式利息、利息、資本利得、権利金及びその他知的財産権に関する費用。
- (三) 投資契約に関する支払、貸付協議によって生じた関係金額を含む。
- (四) 全部或いは部分投資を売却或は清算から得た金額。
- (五) 自然人投資者の当該投資に関する収入と報酬。
- (六) 第七条と第八条によって得た金額。
- (七) 本協議付属文書の第三款によって得た補償。

- 二、 本協議は別段の規定ある場合を除き、双方は本条第一款の移転について、自由兌換できる貨幣或いは双方が同意し、並びに当時の規定に基づき兌換できる貨幣を以て、移転当日の相場で遅延なく行うことを保障する。
- 三、 公平、公正及び無差別の原則に基づき、一方は下記の事情において、誠実に関係規定を適用して移転を阻止或いは遅延させることができ、本条第一款及び第二款の制限を受けない。
 - (一) 破産、償還不能、或いは債権人の利益を保証する。
 - (二) 有価証券、先物、選択権及びその他派生物品の発行、売買、取引、処理。
 - (三) 刑事犯罪捜査或いは行政処分調査中の必要な保全措置。
 - (四) 現金或いはその他貨幣、道具の必要な移転申告。
 - (五) 司法裁判或いは行政処分に決定された執行を確保する。
- 四、 一方の対外収支に重大な不均衡が発生或いは発生する恐れがある場合、規定或いは慣例に基づき一時的に移転を制限することができる。但し、当該制限の実施は公平、無差別及び善意の原則を遵守しなければならない。

第十一条 利益授与の拒絶

第三の自然人或は企業所有或いは支配の一方企業がもし当該一方において未だ実質的商業経営に従事していなければ、相手方は当該企業に本協議事項にある利益の授与を拒否する権利を有する。

第十二条 本協議における双方の争議解決

双方は、本協議の解釈、実施と適用に関する争議は、「海峡兩岸經濟協力枠組み協議」第十条の規定によって処理する。

第十三条 投資者と投資所在地の一方との争議解決

- 一、 一方の投資者が相手方の関係部門或いは機構が本協議規定の義務に違反したことによって損失を被ったと主張する争議(以下「投資争議」)は、下記の方式によって解決すべきである。
 - (一) 争議の双方は友好的に協商して解決する。
 - (二) 投資所在地或いはその上級の調停機構により、調停して解決する。
 - (三) 本協議第十五条に設けられた投資争議協力機構により、協力して解

決する。

- (四) 本協議によって生じた投資者と投資所在地の一方との投資補償争議は、投資者により两岸投資争議解決機構に提出し、調停を通じて解決することができる。两岸投資争議解決機構は半年ごとに、投資補償争議の処理状況を本協議第十五条の投資ワーキング・グループに通達する。
- (五) 投資所在地の一方の行政救済或いは司法手続きによって解決する。

- 二、 投資者は本条第一款第四項目に基づき投資補償争議を解決する場合、本協議付属文書の規定を適用する。
- 三、 協議発効後、双方はできるだけ速やかに本条第一款第四項目規定の两岸投資争議解決機構の名簿を交換し、並びに公布する。双方は協商によって当該機構の名簿を調整することができる。
- 四、 投資者が既に本条第一款第五項目による解決を選択した場合、投資所在地の一方の関係規定に符合するのを除き、投資者は同一紛争を两岸投資争議解決機構に提出して調停することはできない。
- 五、 本協議発効前に、既に司法手続きに入った本条第一款の指す「投資争議」は、当事者双方の同意並びに投資所在地の一方の関係規定に符合するのを除き、本条第一款第四項目規定の調停手続きを適用しない。

第十四条 投資商務紛糾

- 一、 双方は、一方の投資者が相手方自然人、法人、その他組織と関係規定及び当事者が自主原則に基づいて商務契約の締結を確認するとき、商務紛糾の解決方式と手順を約束して定めることができる。
- 二、 一方の投資者が相手方自然人と商務契約を締結するとき、投資によって生じた商務紛糾について仲裁条款を締結することができる。もし仲裁条款を締結しなかった場合、争議発生後に協商して仲裁に提出することができる。
- 三、 一方の投資者が相手方法人或いはその他の組織と商務契約を締結するとき、投資によって生じた商務紛糾について仲裁条款を締結することが

できる。もし仲裁条款を締結しなかった場合、争議発生後に協商して仲裁に提出することができる。

四、 商務紛糾の当事者双方は、兩岸の仲裁機構及び当事者双方が同意した仲裁地点を選択することができる。もし商務契約の中に仲裁条款を定めていなかった場合、争議発生後に協商して兩岸の仲裁機構に提出し、当事者双方が同意した仲裁地点で争議を解決することができる。

五、 双方は、商務契約当事者が関係規定に基づき仲裁判断の認可と執行を申請できることを確認する。

第十五条 連絡機構

一、 双方は、兩岸經濟協力委員会投資ワーキング・グループが責任を持って本協議の関係事項を処理し、双方業務主管部門は各自指定した連絡人が責任を持って連絡することに同意する。

二、 投資ワーキング・グループは下記の活動機構を設立し、本協議と関係する特定事項を処理する。

(一) 投資争議処理協力機構：投資者と投資所在地の一方との投資争議の処理に協力し、並びに処理状況を相互に通達する。

(二) 投資諮問機構：投資情報の交換、投資促進の展開、投資便利化の推進、紛糾処理及び本協議と関係ある事項の諮問を提供する。

(三) 双方が同意したその他の本協議と関係ある活動機構。

第十六条 文書の書式

本協議に基づいて行う業務連絡は、双方が合意した書式を使用しなければならない。

第十七条 修正

本協議の修正は、双方が協商して同意し、並びに書面方式で確認しなければならない。

第十八条 効力の発生

本協議調印後、双方は各自で関係手続きを完成し、並びに書面で相手方に通知しなければならない。本協議は双方が相手方の通知を受領した翌日にて効力を

生じる。

本協議は八月九日に調印し、一式四部、双方は各二部を所持する。本協議の付属文書は本協議の一部を構成する。四部の文面の対応説明表現の異なる用語は同じ意味を持つ。四部の文面は同等の効力を有する。

財団法人海峡交流基金会
董事長 江丙坤

海峡兩岸關係協會
會長 陳雲林

THY

付属文書 投資補償争議調停手続き

一、 調停原則及び手続き

- (一) 一方の投資者が本協議第十三条第一款第四項目によって調停申請を提出した後、两岸投資争議解決機構はその規則に基づき申請を受理し、調停手続きを始動させる。两岸投資争議解決機構は客観的、公正、公平及び合理的に投資補償争議を処理しなければならない。争議の双方は積極的に、誠実に調停に参加し、理由なく遅延してはならない。
- (二) 争議の双方に別段の約束がある場合を除き、調停の過程は公開しない。

争議の双方が同意した公開の事項を除き、两岸投資争議解決機構及びその作業人員、調停人は投資争議案件に対して秘密を守らなければならない。

二、 調停成立

- (一) 調停人は中立を守り、争議双方が合意に達するよう促す。
- (二) 争議の双方が調停を経て合意に達したとき、調停人は合意内容に基づいて調停書を作成し、争議双方及び調停人が調停書に署名或いは捺印する。两岸投資争議解決機構も加えて捺印する。
- (三) 双方は、調停書の執行に関する制度の設立、完備を確保しなければならない。投資者は執行地の一方の関係規定に基づき調停書の執行を申請することができる。

三、 補償方式

投資補償争議の補償方式は下記の類型に限る。

- (一) 金銭補償及び適当な利息。
- (二) 財産の返還、或いは補償金と相応の利息を以て財産の返還に代える。
- (三) 争議の双方が同意したその他の合法的な補償方式。

四、 調停請求権の消滅

投資人は相手方が本協議義務に違反したことを知り或は知り得る日より、もし三年超過しても調停請求権を行使しない場合、同請求権は消滅する。但し、不可抗力によって遅延した場合、前述の三年期間内に算入しない。

五、 調停情報の使用制限

もし投資補償争議が本協議第十三条第一款第四項目に規定された手続きによって解決できない場合、争議双方は別段に約束がある以外、いかなる一方もその後同争議が行われている行政或いは司法手続きの中において、相手方当事者と調停人が前述の手続きで提出したいかなる陳述、承認と譲歩を援用して相手方当事者に対する不利な資料或は証拠とすることはできない。

六、 調停規則の通報

两岸投資争議解決機構の調停規則は、本協議第十五条の投資ワーキング・グループに通報しなければならない。

【この和訳は、参考資料としてご提供させていただいております。正確な協定文内容は、原文の中国語文に基づき解釈頂くようお願い申し上げます。】

監訳者略歴：楊 合義

京都大学大学院東洋史研究科博士課程終了、台湾国立政治大学国際関係研究センター研究員兼駐東京特派員、平成国際大学教授等を歴任、現平成国際大学名誉教授。

【共著書】

- 『辛亥革命 100 年と日本』早稲田出版
- 『馬英九政権の台湾と東アジア』早稲田出版
- 『激変するアジア政治地図と日台の絆』早稲田出版
- 『東アジア新冷戦と台湾』早稲田出版
- 『日米同盟と台湾』早稲田出版
- 『日本』政治大学国際関係研究センター
- 『運命共同体としての日米そして台湾』展転社
- 『中国情報用語辞典』蒼蒼社
- 『主要国政治システム概論』慶應義塾大学出版

【訳書】

- 『世界風物誌・16 卷・米国』地球出版社